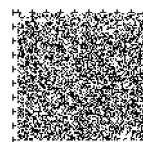


令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

概要版

甲府市 障がい者福祉計画

- ・障害者計画
- ・障害福祉計画
- ・障害児福祉計画



❖ 計画策定の目的

- この計画は、本市の障がい者福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めた「障害者計画」、障害福祉サービスの提供体制の確保などを定めた「障害福祉計画」及び、児童福祉法による障害児通所支援と障害児相談支援の提供体制などを定めた「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

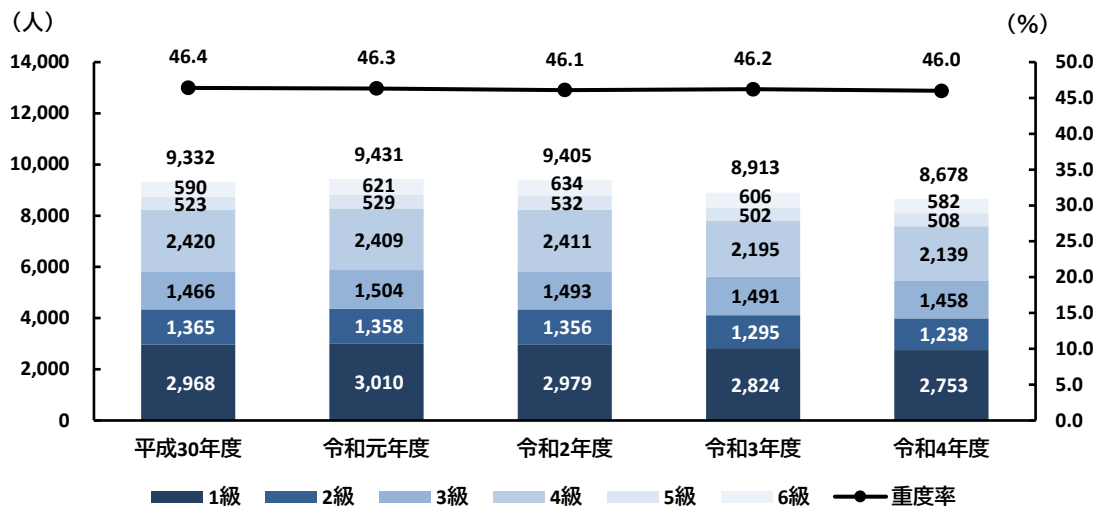
❖ 計画の期間

- 計画の期間は、「障害福祉計画」の期間が障害者総合支援法の規定により、また、「障害児福祉計画」の期間も児童福祉法の規定により3年を一期として定める必要があることから、「障害者計画」についても計画期間を他の計画と合わせ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

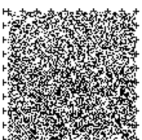
❖ 障がいのある人の現状と推移

● 身体障害者手帳所持者の状況(等級別)

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和元(2019)年度以降は減少傾向になっており、令和4(2022)年度で8,678人となっています。

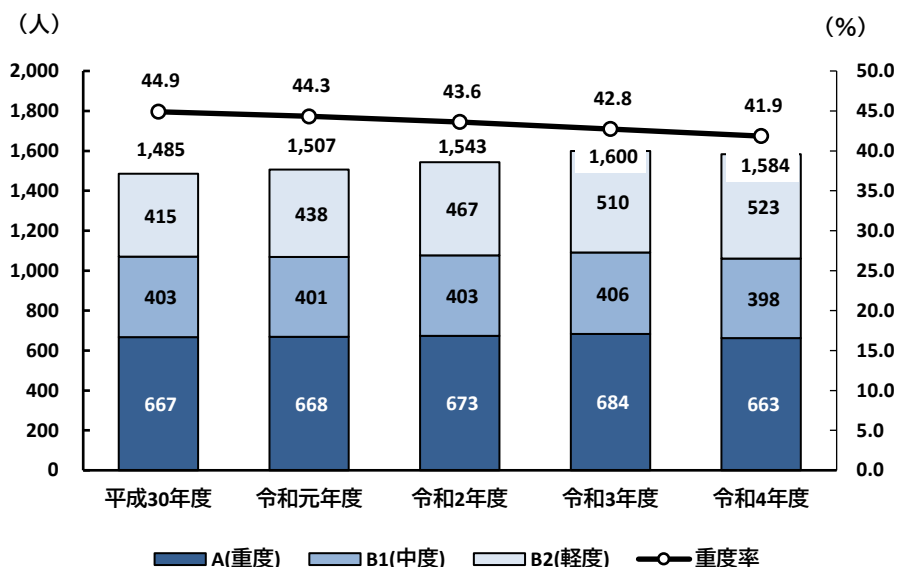


※重度率=1級及び2級の重度の人が総数に占める割合
出典:障がい福祉課調べ(各年度末)、人口は住民基本台帳登録数(各年度末)



● 療育手帳所持者の状況(程度別)

本市の療育手帳所持者数は平成 30(2018)年度以降は増加傾向になっており、令和4(2022)年度は 1,584 人となっています。

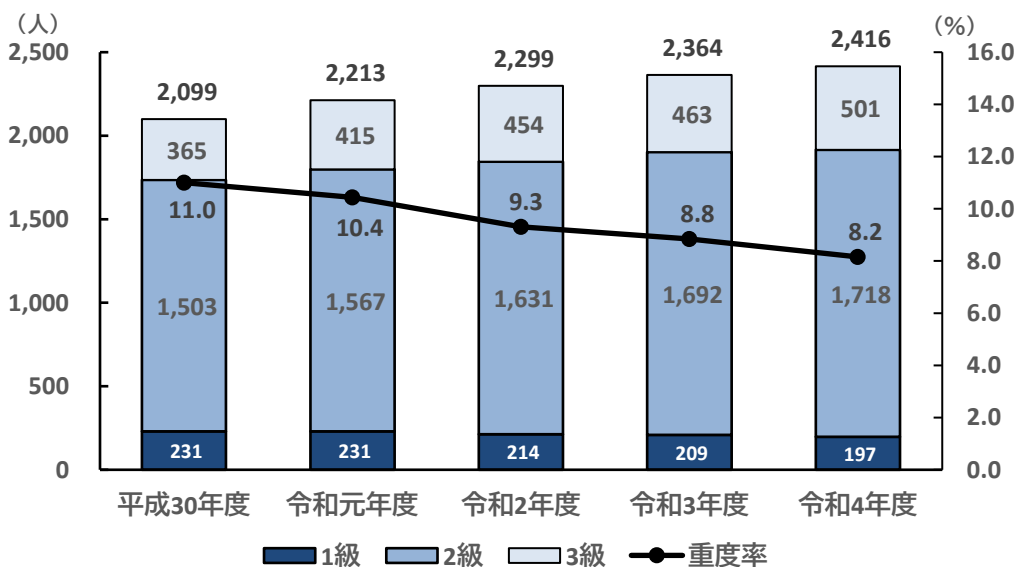


※重度率=A(重度)の人が総数に占める割合

出典:障がい福祉課調べ(各年度末)、人口は住民基本台帳登録者数(各年度末)

● 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況(等級別)

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 30(2018)年度以降増加傾向になっており、令和4(2022)年度は 2,416 人となっています。



※重度率=1 級の人が総数に占める割合

出典:障がい福祉課調べ(各年度末)、人口は住民基本台帳登録者数(各年度末)



◆ アンケート調査

● アンケート調査の実施

市内に住む障がいのある人やその家族を対象としたアンケート調査を実施し、生活・就労に関する状況や意向、また、障がい福祉の施策や福祉サービスに対する意見等を把握しました。

調査は、市民の障害者手帳保持者の約 10%を対象として、1,268 人に発送しました。

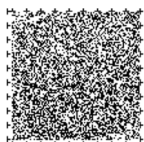
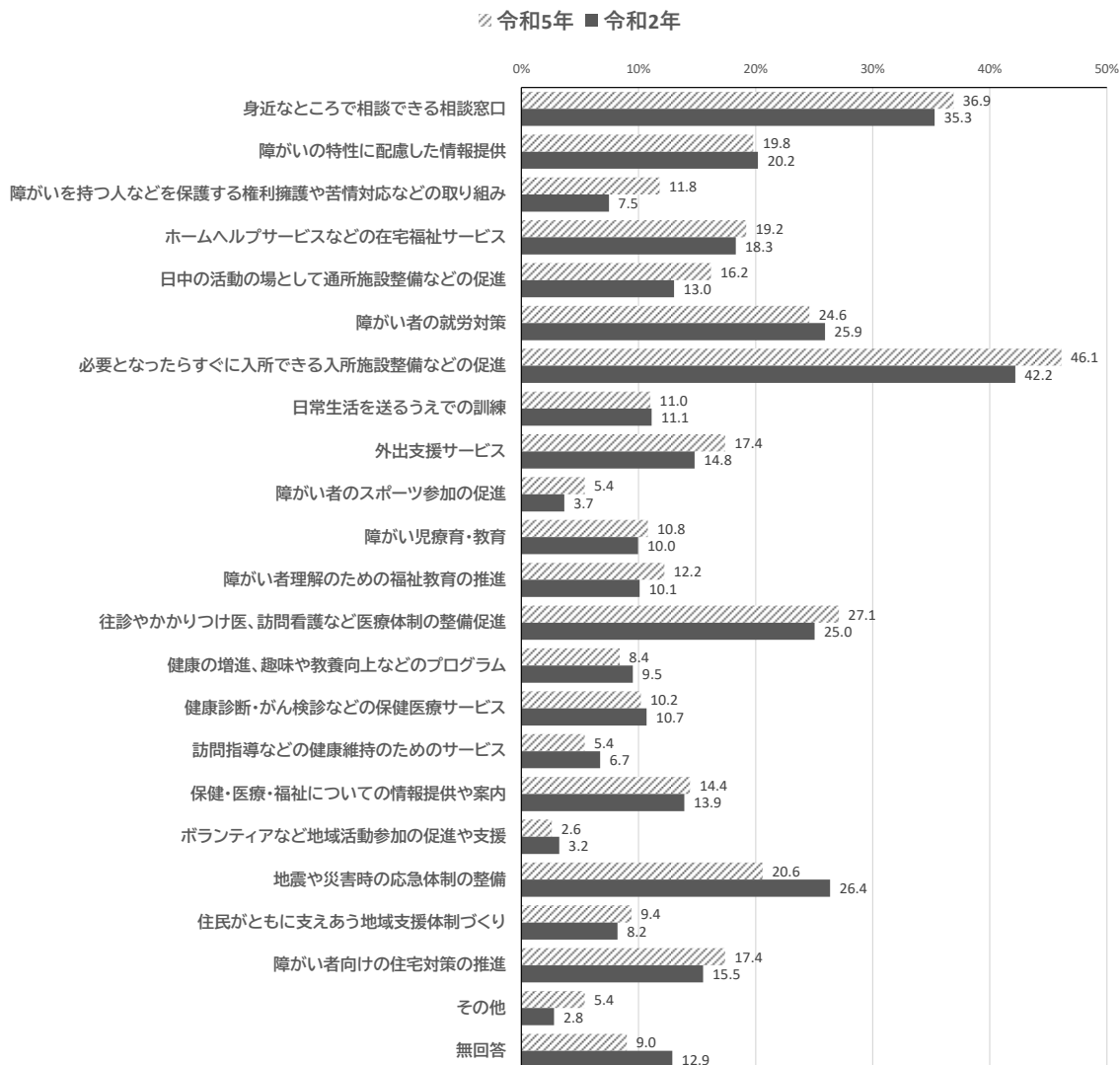
■ 回収数: 499 票(回収率:39.4%)

■ 調査期間: 令和5(2023)年7月10日(月)～7月28日(金)

● アンケート調査結果(抜粋)

【質問】今後優先的に取り組むべき施策

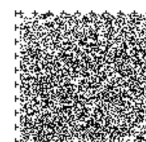
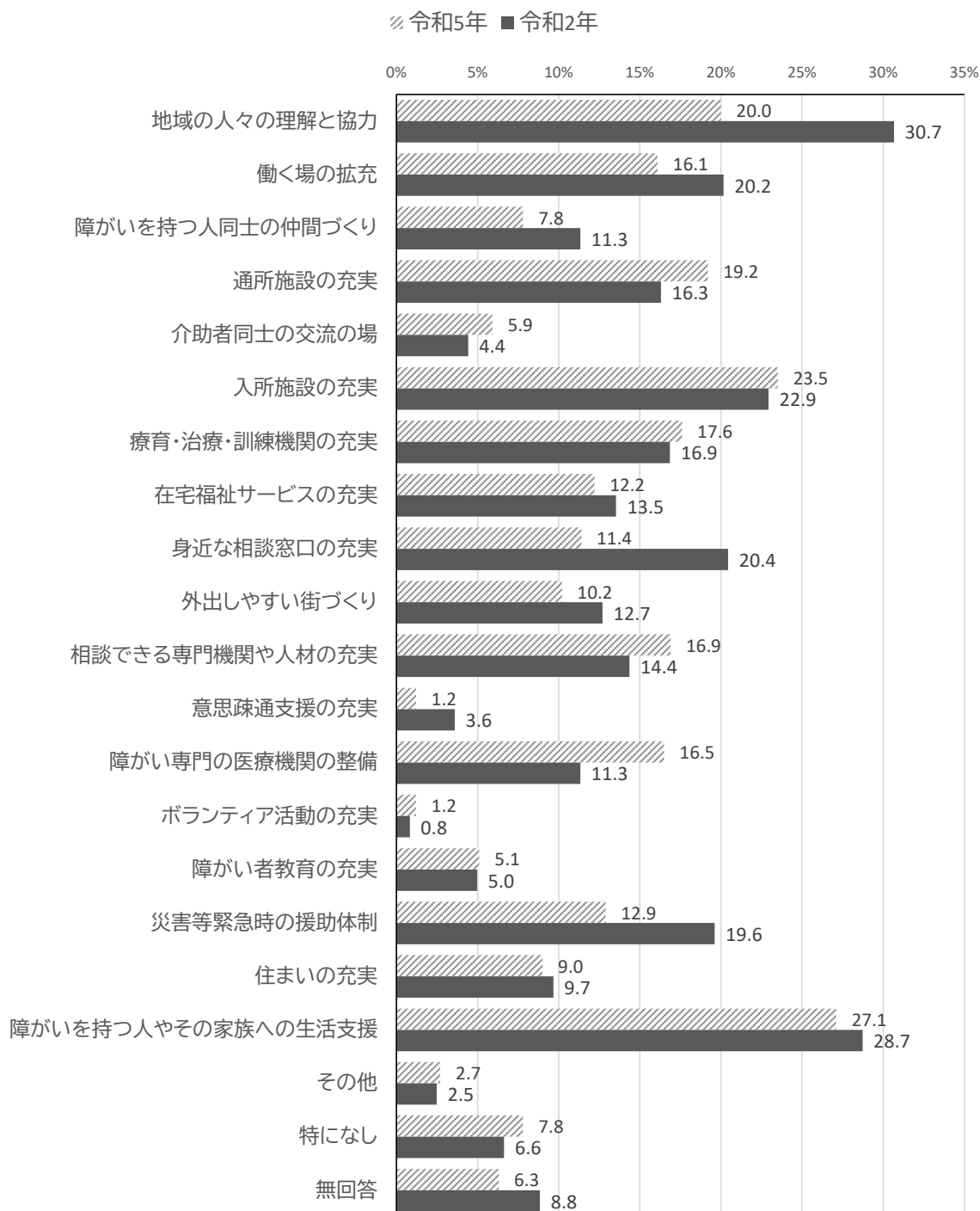
3年前(令和2(2020)年調査)と比較すると、「身近なところで相談できる相談窓口」(1.6 ポイント増加)、「ホームヘルプなどの在宅福祉サービス」(0.9 ポイント増加)、「日中の活動の場として通所施設整備などの促進」(3.2 ポイント増加)、「必要となったらすぐに入所できる入所施設整備などの促進」(3.9 ポイント増加)、「往診やかかりつけ医、訪問看護など医療体制の整備促進」(2.1 ポイント増加)、「障がい者向けの住宅対策の推進」(1.9 ポイント増加)などの割合が高くなっています。



【質問】障がいがある人が安心して暮らしていくために必要なこと

※障がいのある人を介助するご家族等の回答

3年前(令和2(2020)年調査)と比較すると、「必要なこと」として「障がい専門の医療機関の整備」をあげる割合が最も増えています(5.2ポイントの増加)。このほか、「通所施設の充実」(2.9ポイント増加)、「相談できる専門機関や人材の充実」(2.5ポイント増加)などの割合が3年前より高くなっています。



❖ ヒアリング

- 市内の障がいのある人やその家族、障がい者支援団体、障害福祉サービスに関わる関係主体などに対してヒアリングを行い、本市の障がい福祉を取り巻く現状の課題等についての意見を把握しました。

■ヒアリング対象:甲府市地域自立支援協議会及び同協議会各部会長

市内障害福祉関連施設の管理担当者

甲府市障害者団体連絡協議会各部会長

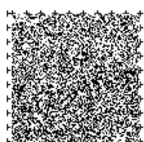
■ヒアリング方法:対面によるヒアリング、メール・ファクス、書面による意見聴収によって実施

- ヒアリングによって把握した主な内容(抜粋)

○基幹相談支援センターの対応人数の不足が課題である。タイムリーな対応や相談支援事業所のサポートが難しい状況となっている。

○高齢者にも障がいのある人にも応じられる知識とスキルのある福祉サービスに従事する人材がいると、障がいのある方が高齢になっても安心して利用できると思う。

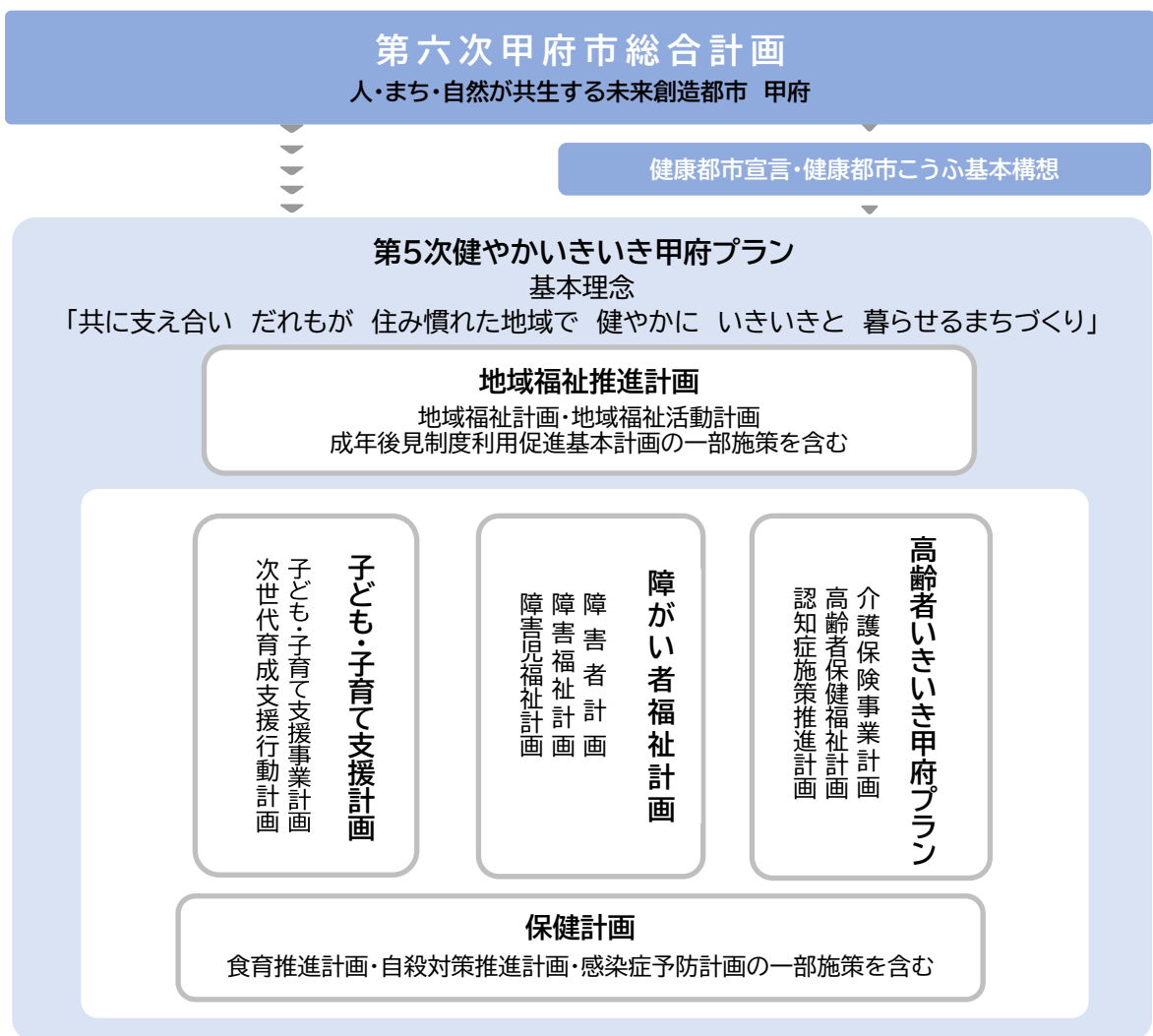
○地域共生社会の実現を目指すのであれば、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、一人ひとりが受容と相互理解を意識することが必要だと思う。



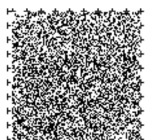
❖ 第5次健やかいきいき甲府プランと甲府市障がい者福祉計画

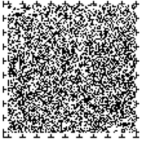
- 「甲府市障がい者福祉計画」は、「第六次甲府市総合計画」に基づき、また、平成 31(2019)年3月に策定された「健康都市こうふ基本構想」及び令和元(2019)年9月に制定された「健康都市宣言」の考え方を踏まえながら、「第5次健やかいきいき甲府プラン」を構成する5分野(「地域福祉推進計画」「保健計画」「障がい者福祉計画」「高齢者いきいき甲府プラン」「子ども・子育て支援計画」)の個別計画の1つとして推進するものです。構成する各計画には互いに関係する事業を盛り込み、複雑・多様化している福祉ニーズに対応した本市の保健福祉施策を総合的に推進していきます。

● 第5次健やかいきいき甲府プラン構成図



※「子ども・子育て支援計画」については、令和 7(2025)年3月の改定を予定しています。





❖ 特徴的な事業

- アンケート調査・ヒアリングなどから抽出した課題に対応できるよう、5つの施策とともに40の事業により、着実かつ効果的に事業を取り組んでまいります。本計画における特徴的な事業は、次のとおりです。

特徴的な事業① 計画目標 1-施策 1-事業(1)

相談支援体制の充実に向けた取組

福祉サービスの利用に伴う相談件数の増加により相談支援体制がひっ迫し、利用者の利便性が損なわれないよう、相談支援事業所の職員の配置基準や提出書類の見直しなどにより運営のしやすさを考えていくとともに、新規に福祉サービスを開始する予定の事業者に相談支援事業所の設置を促します。また、基幹相談支援センター「りんく」による、相談支援専門員への専門的なアドバイスの実施や資質・能力の向上のための研修等を進め、相談支援体制の充実・強化を図り、地域で孤立せず、困りごとを地域全体で支えることができる環境づくりを推進します。

特徴的な事業② 計画目標 1-施策 2-事業(4)

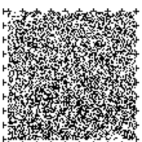
発達障がい、医療的ケア児など障がいに応じた細やかな支援

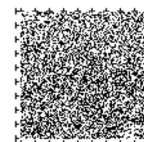
発達障がい児や医療的ケア児の把握及び包括的な支援のため、児童発達支援センターを中心に保健・医療・福祉・教育機関などと情報共有、連携体制づくりを進めます。また、医療的ケア児を支援するため、医療的ケア児コーディネーターを配置し、山梨県の医療的ケア児支援センターと連携を図る中で、障がいのある子どもが、地域で安心して生活が送れるように支援します。

特徴的な事業③ 計画目標 2-施策 3-事業(7)

障がいの特性に応じた合理的配慮の提供の推進

アンケート結果や障がい者団体等へのヒアリング調査などで障がいのある人となない人との相互理解が十分でないことが示唆され、また、令和 4(2020)年の「障害者差別解消法」の改正により、事業者における合理的配慮が義務化されたことに伴い、事業者などへの「合理的配慮」に対する周知・啓発を行い、障がいのある人がいきいきとした地域生活を送れる環境づくりを推進します。





❖ 甲府市障がい者福祉計画の計画目標と施策体系

- この計画は、「第六次甲府市総合計画」の基本構想、「健康都市こうふ基本構想」や「健康都市宣言」の要素、「第5次健やかいきいき甲府プラン」の基本理念を踏まえ、次の3つの計画目標を設定し、施策・事業を推進します。

計画目標1 一人ひとりに寄り添った支援を提供する

- 障がいの多様な特性や程度、生活環境などにかかわらず、誰もが必要な支援を受けて生活できるように、自治体、事業所、各種団体など地域の関係主体間の相互連携等を通じて個々の状況やニーズを把握し、一人ひとりに寄り添った支援を提供できるような体制を構築していきます。

施策 1

相談や福祉サービスをはじめとした支援体制の充実

- 障がいのある人ができるだけ希望した暮らしができるように、一人ひとりの障がいの特性や程度、多様なニーズに対応した支援体制の充実を図ります。
- そうした支援を適切に提供できるよう、利用状況や将来のニーズ量等をできるだけ細かく把握するとともに、相談や福祉サービスを始めとした支援に関する周知や情報提供にも努めます。
- 障がいのある人が自ら適切に支援を選択し、利用できるように、地域の関係機関との連携によって気軽に相談できる環境づくりを進め、障がいのある人に寄り添った支援を推進します。
- 関係機関の相互連携を強化し、相談対応や情報提供などの支援の充実を図ります。

【 主な事業 】

■地域全体で困りごとを支えるための取組

- (1) 相談支援体制の充実に向けた取組
- (2) 障がい者やその家族の困りごとに対する相談支援
- (3) 関係機関の連携強化等を通じた体制づくり
- (4) 各種手当等の支給
- (5) 疾病の予防・早期発見
- (6) 医療費の助成・公費負担
- (7) 医療機関との連携

■充実した福祉サービスを提供するための取組

- (8) 在宅福祉サービスの充実
- (9) 日中活動などを支援する福祉サービスの充実
- (10) 居住系サービスの充実
- (11) 共生型サービスの推進
- (12) 地域生活支援事業の充実
- (13) 福祉用具の利用支援等
- (14) 福祉サービスの周知と利便性の向上
- (15) 地域生活移行のための支援体制の強化
- (16) 精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (17) 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等への支援
- (18) 障がい福祉人材の確保・定着



施策2

支援が必要な子どもに対する福祉と教育の推進

- 健康診査や健康相談などの実施により、障がいの早期発見に努め、状態に応じた適切な支援を提供します。
- 支援が必要な子どもへの療育・保育・教育の実施に当たっては、各関係機関との情報の共有や連携により、個別のニーズに対応した、包括的な切れ目のない支援体制の充実を図ります。

【 主な事業 】

■地域全体で困りごとを支えるための取組

- (1)療育・保育・教育における支援体制の充実
- (2)一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
- (3)学校における福祉教育の充実

■充実した福祉サービスを提供するための取組

- (4)発達障がい、医療的ケア児など障がいに応じた細やかな支援

計画目標2 地域で互いに理解し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推進する

- 地域生活において、障がいのある人とない人が日常的に関わり合える機会の確保や、意識啓発に取り組むことで、相互理解を促進し、信頼関係を築いていくなど住み慣れた地域で共に支え合いながら生きていく社会の実現につなげます。また、こうした社会の一員として誰もが安心して暮らすための環境整備に努めます。

施策3

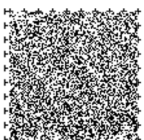
互いに理解し支え合える環境づくりの推進

- 障がいのある人もない人も、誰もが互いに理解し合い、一緒に助け合いながら地域で暮らしていく共生社会の理念の普及・啓発を継続的に進め、相互理解や差別の解消、合理的配慮の提供の促進に努めます。
- 障がい者団体、ボランティア、NPO 等とも連携しながら、障がいのある人とない人が関わり合える機会やきっかけづくりに取り組み、孤立することのない社会環境づくりを推進します。

【 主な事業 】

■相互理解と支え合いの促進のための取組

- (1)障がい者差別解消のための広報・啓発
- (2)交流・ふれあいの場の充実
- (3)障がい者団体等の活動支援
- (4)成年後見制度の利用等による権利擁護の推進
- (5)障がい者虐待防止への取組の推進
- (6)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進
- (7)障がいの特性に応じた合理的配慮の提供の推進



施策4

地域におけるセーフティネット活用の推進

- 生活環境の整備や防災対策等を通じて、日常生活を送るための地域福祉を下支えし、障がいのある人もない人も、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【 主な事業 】

■誰もが安心して生きていける地域づくりのための取組

- (1)医療体制の充実
- (2)障がいがあっても暮らしやすい生活環境の整備
- (3)地域生活支援拠点の運営
- (4)災害時における要配慮者の支援
- (5)災害や感染症拡大等に伴う課題の把握と解消に向けた取組

計画目標3 社会参加や就労支援の充実により、自立した生活を支援する

- 障がいのある人が、その意志や能力に沿って、できるだけ希望する形で社会に参加し、自立した生活を送れるように、社会参加において障壁になることの解消や、就労支援の充実に取り組みます。

施策5

障がいのある人の自立した生活の支援

- 障がいのある人の可能性を最大限に活かし、その意志や能力に沿って地域において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関の相互連携の強化や、雇用する事業者への働きかけ等を通じて、就労に当たっての機会や選択肢をできるだけ幅広く確保できるよう努めます。
- 居住、移動、買い物などの日常生活で必要とされる支援を充実させ、社会参加や自立した生活のしやすい環境づくりに努めます。

【 主な事業 】

■自立した生活を促すための取組

- (1)児童期から成人期までの社会参加に向けての支援
- (2)関係機関等と連携した就労支援
- (3)企業に対する啓発・働きかけ
- (4)障がいのある人の働く力の向上
- (5)多様な就業機会の確保
- (6)積極的に社会参加できる環境づくり



甲府市障がい者福祉計画(概要版)

発行 令和6(2024)年3月

住所 〒400-8585
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話 055-237-1161(代表)
URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>

この計画(概要版)は、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。ユニバーサルデザインフォントとは、障がいのある人や高齢者をはじめ、できるだけ多くの人にとっての読みやすさを考えた書体です。

